

大野町いのち支える自殺対策計画

平成31年度～平成35年度
(2019年度～2023年度)

平成31(2019)年3月

岐阜県 大野町

はじめに

我が国の自殺者数は平成10年に初めて3万人を超えましたが、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、年々減少傾向にあります。しかし、現在も年間2万人を超える水準で推移しており、自殺対策の推進は喫緊の課題です。

本町でも、年間2～4人の尊い命が自殺により失われており、町を挙げて自殺対策に取り組まなければなりません。

国においては、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられ、また、平成29年7月には「自殺総合対策大綱」が見直されました。岐阜県においては、平成30年10月に「第3次自殺総合対策行動計画」を策定されました。

このような国・県の動向を踏まえ、本町におきましても、「誰も自殺に追い込まれることのない大野町」を目指し、「大野町いのち支える自殺対策計画」を策定いたしました。役場庁内の既存事業を最大限活用した全庁的な支援体制の構築を図り、また町民一人ひとりが自分自身だけでなく町全体の問題としてお互いを支え合うことができるよう、総合的・効果的な自殺対策を展開してまいります。

計画の推進にあたりましては、行政だけでなく、町民、地域、関係団体等との協働により推進していくことが重要と考えておりますので、今後も皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見をいただきました大野町いのち支える自殺対策計画策定委員会の皆様及び関係各位に心から御礼申し上げます。

平成31年3月

大野町長 宇佐美 晃三

目次

I 大野町いのち支える自殺対策計画について

I-1	自殺対策計画策定の背景と目的	1
I-2	計画の位置付け	2
I-3	計画の期間	3
I-4	計画の目標	3

II 大野町における自殺の現状

II-1	統計からみる大野町における自殺の現状	4
II-2	大野町の自殺の特徴	8

III いのち支える自殺対策における取組

III-1	施策の体系	10
III-2	基本施策	11
	(1) 地域におけるネットワークの強化	11
	(2) 自殺対策を支える人材の育成	12
	(3) 住民への啓発と周知	13
	(4) 生きることへの促進要因への支援	15
	(5) 学校における早期発見に向けた取組 (児童生徒のSOSの出し方に関する教育)	17
III-3	重点施策	18
	(1) 高齢者対策	18
	(2) 生活困窮者対策	21
	(3) 子ども・若者対策	22
	(4) 無職者・失業者対策	23
III-4	生きる支援関連施策	24

IV 自殺対策の推進体制等

IV-1	自殺対策の推進体制	32
IV-2	主な評価指標と検証・評価	32

IV-3	自殺対策の担当課	33
------	----------	----

参考資料

資料1	自殺対策基本法（平成18年法律第85号）	34
資料2	自殺総合対策大綱（概要）	40
資料3	大野町自殺対策推進本部設置要綱	41
資料4	大野町いのち支える自殺対策計画策定委員会設置要綱	43

I 大野町のいち支える自殺対策計画について

I-1 自殺対策計画策定の背景と目的

大野町では、これまでも「第2次大野町健康増進計画」に基づき、住民みんなが生活習慣を見直し、自らの健康づくりに主体的に取り組み、健やかに心豊かに生活できる活力あるまちづくりをめざし、基本理念を「いきいきと健やかに暮らせるまち」として、健康づくりを推進してきました。特に「休養・こころの健康増進」として「ストレスを上手に解消し、心やすらぐ家庭や地域をつくりましよう」を行動目標に取り組んできました。

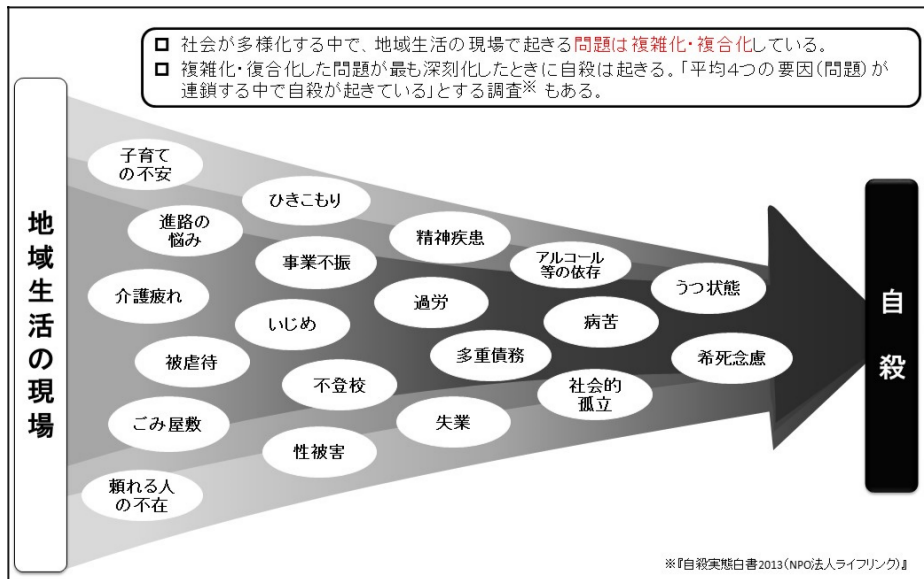
そのような中、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条において、「都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています（自殺の危機要因イメージ図参照）。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法は第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。

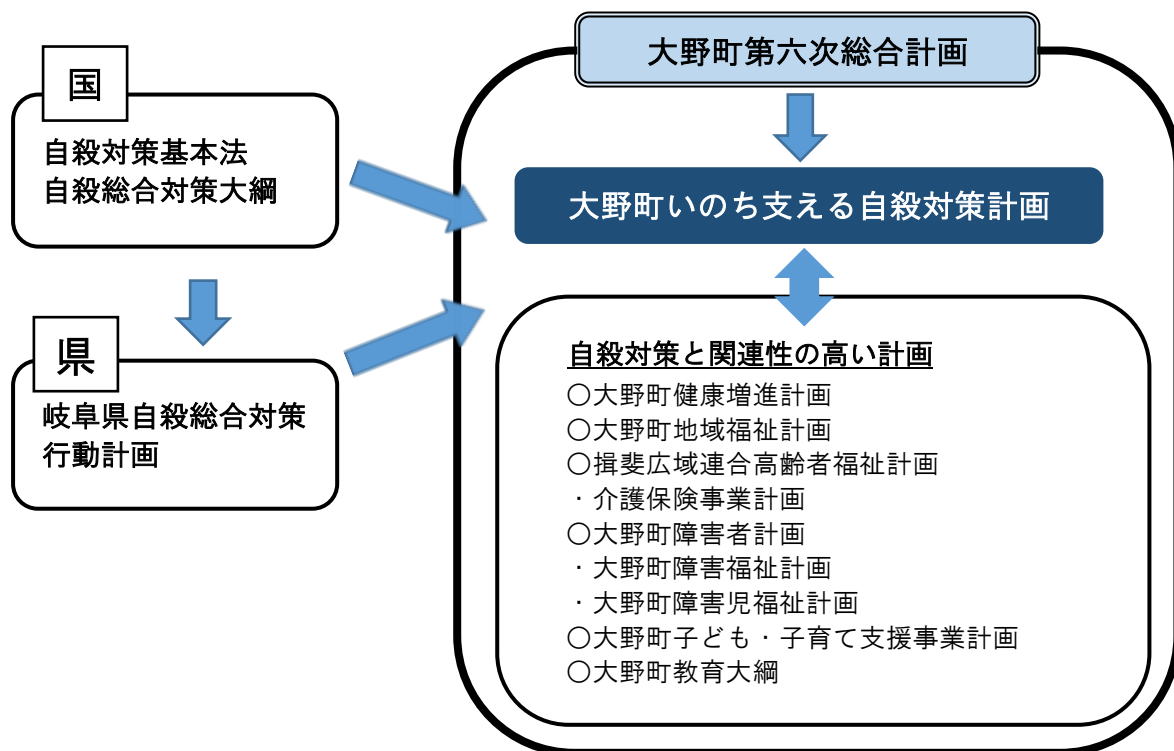
本町は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、つまり「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「大野町のいち支える自殺対策計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



I-2 計画の位置付け

本計画は自殺対策基本法第13条第2項の規定により、国の定める「自殺総合対策大綱」を踏まえて、大野町における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。また、町の上位計画である「大野町第六次総合計画」を踏まえ、関連性の高い「大野町健康増進計画」等との整合を図ります。



I-3 計画の期間

平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

I-4 計画の目標

「自殺総合対策大綱」では、平成38(2026)年までに平成27(2015)年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることとしています。

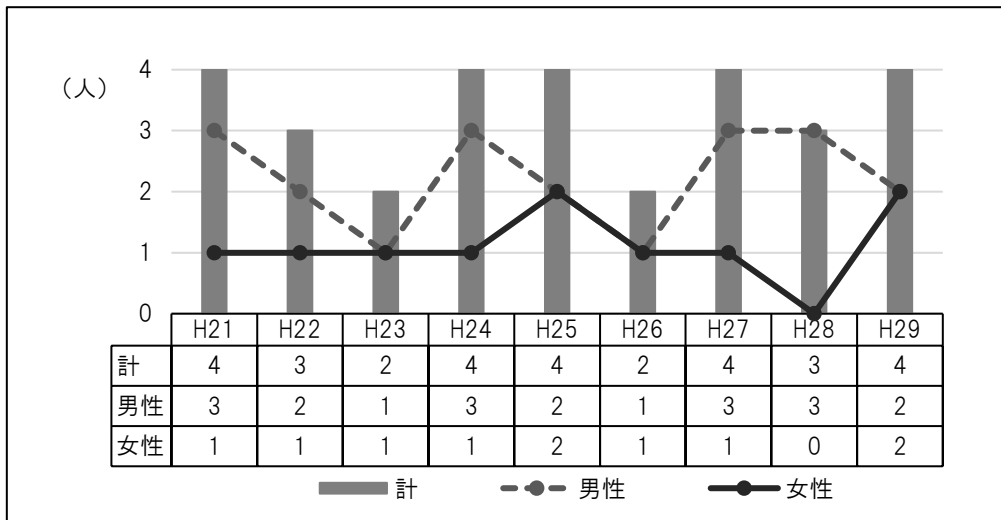
本町においては、平成30(2018)年から平成34(2022)年の5年間の自殺者数を、平成24(2012)年から平成28(2016)年の17人から12人以下に減少させることを目標とします。

	基準値	目標	考え方
自殺者数	平成24～28年 (2012～2016)	平成30～34年 (2018～2022)	1年ごとの自殺者数の増減が大きい ため、5年間の自殺者数の合計を指標とし、 平成24～28年の17人から12人以下(30%減) に減少させることを目指します。
	17人	12人以下	

Ⅱ 大野町における自殺の現状

Ⅱ-1 統計からみる大野町における自殺の現状

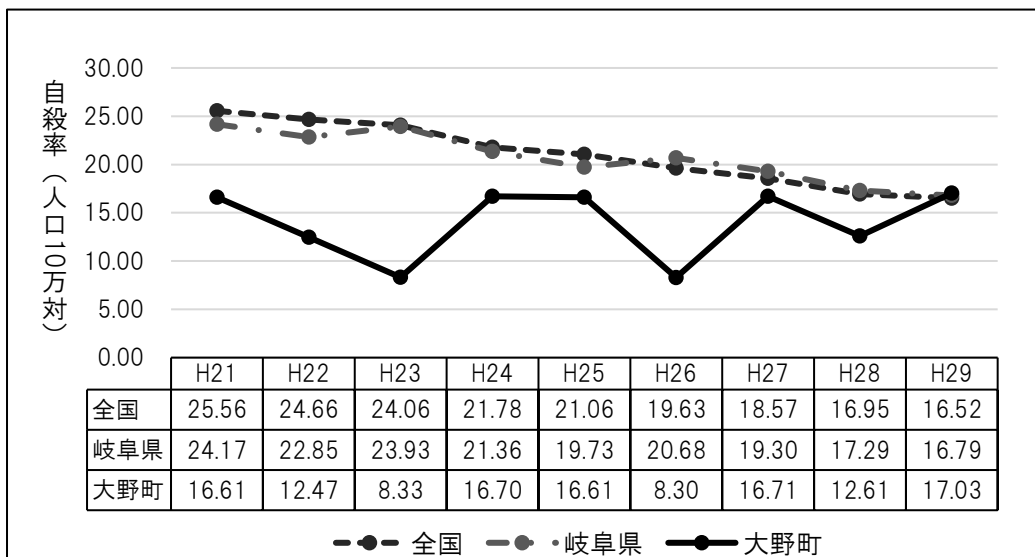
(1) 自殺者数の推移



※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」より健康課作成

自殺者数は2～4人で推移しており、全体としては男性が多くなっています。

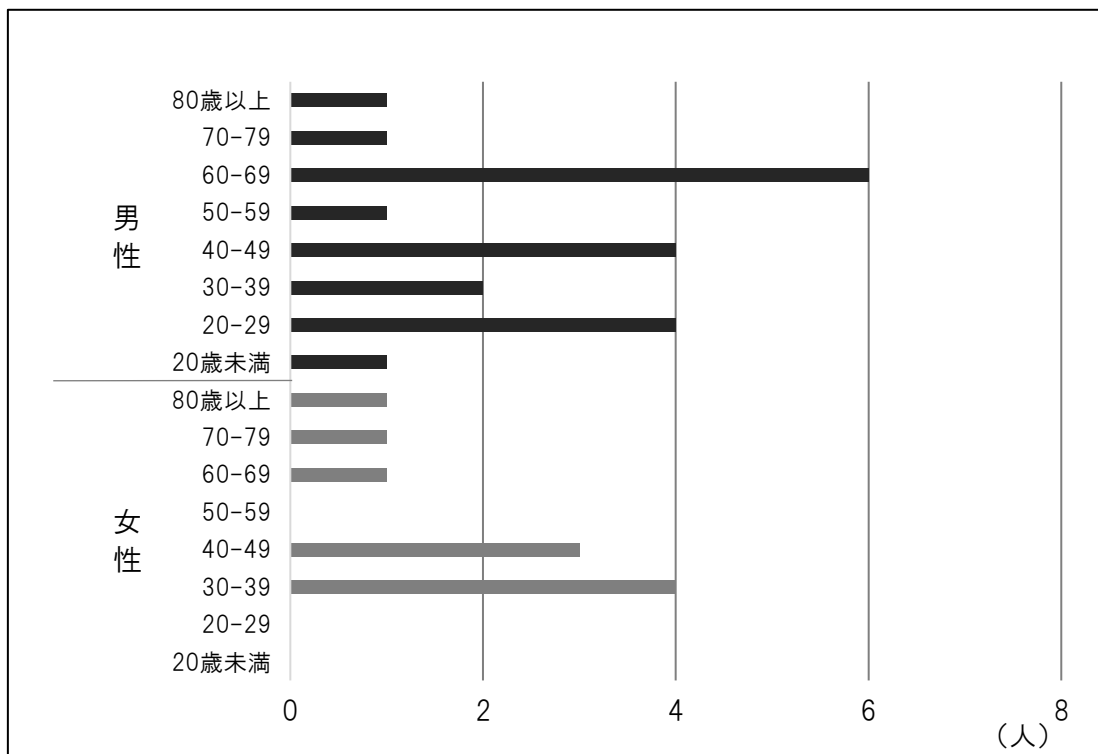
(2) 自殺死亡率の推移（人口10万対）



※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」より健康課作成

国・県の自殺死亡率は減少していますが、町では増減を繰り返しており、平均するとほぼ横ばいです。

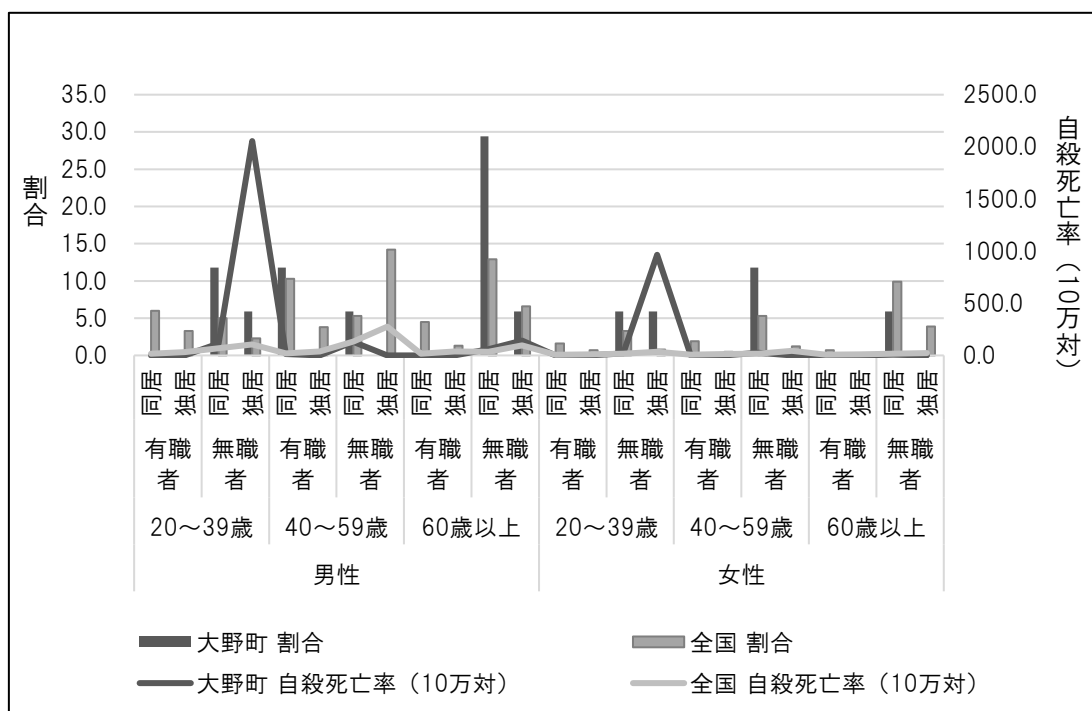
(3) 男女別・年齢別死亡状況 (平成21年～平成29年)



※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」より健康課作成

性別・年齢別にみると、60歳代男性が最も多く、次いで40歳代男性、20歳代男性、30歳代女性が同数となっています。

(4) 性・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺死亡率
 (特別集計(自殺日・住居地 平成24～28年合計))

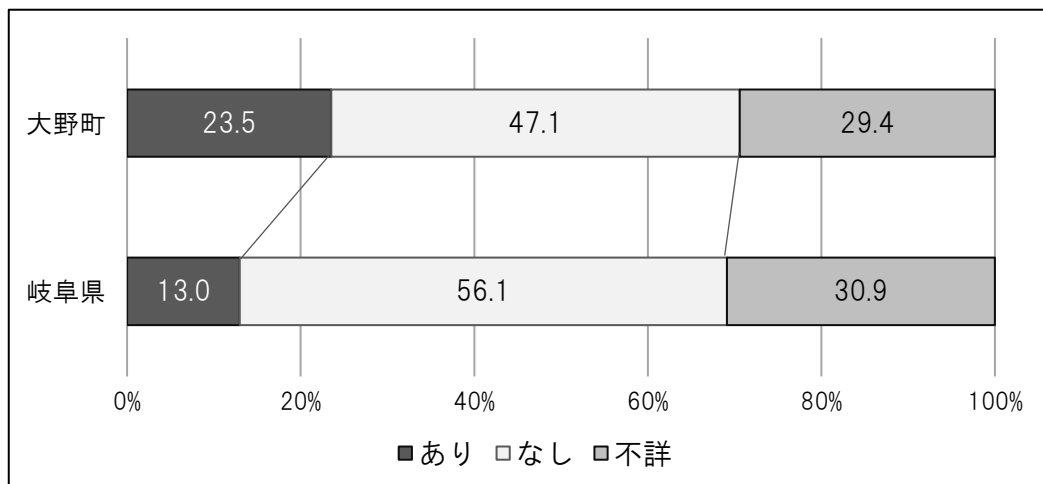


※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」より

平成24年から28年までの5年間の累計について、性・年齢・職業・同居人の有無別に自殺者数の割合を全国と比較すると、「60歳以上男性・無職・同居」が特に多くなっています。

自殺死亡率(10万対)は「20~39歳男性・無職・独居」、「20~39歳女性・無職・独居」が全国に比べて高くなっています。

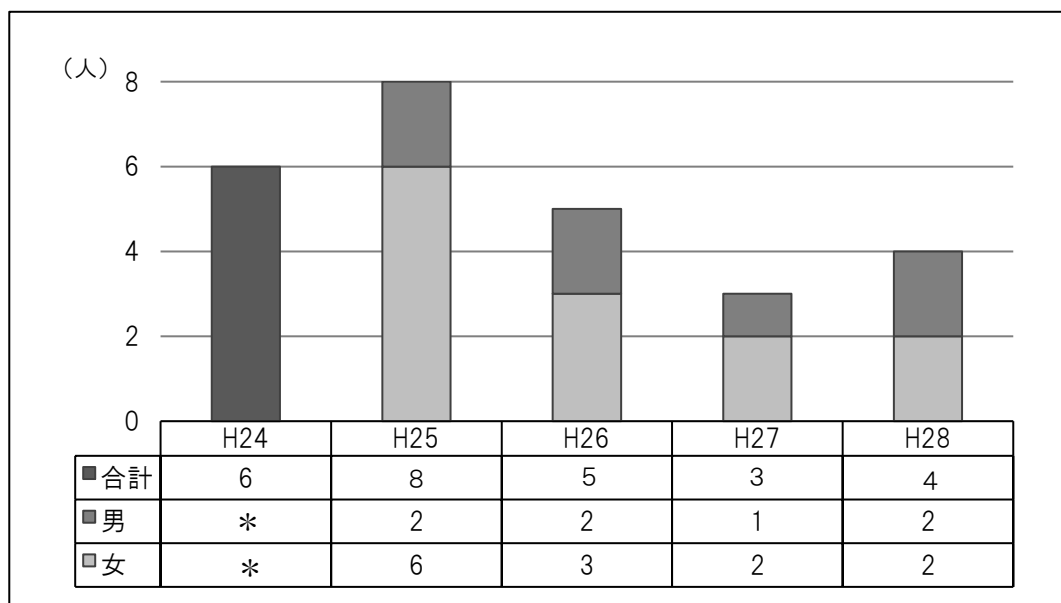
(5) 自殺未遂歴の有無（平成24～28年合計）



※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」より

自殺者の自殺未遂歴を有する割合は23.5%で、岐阜県の13.0%に比べて高くなっています。

(6) 自損行為（自殺未遂）の状況（平成24～28年合計）



*男女別は不明（H24）

※揖斐郡消防組合消防本部調べ

自損者数は平成25年が8人と多くっており、男女別に見ると女性のほうが多くなっています。

Ⅱ－２ 大野町の自殺の特徴

(1) 大野町の主な自殺の特徴

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位 男性 60歳以上 無職同居	5	29.4%	58.8	・失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位 男性 20～39歳 無職同居	2	11.8%	114.0	・引きこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ・就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3位 女性 40～59歳 無職同居	2	11.8%	25.7	・近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
4位 男性 40～59歳 有職同居	2	11.8%	14.8	・配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位 男性 20～39歳 無職独居	1	5.9%	2055.2	・失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ・学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
その他	7	29.3%		

※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」より

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

* 自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書(ライフリンク)を参考に、生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路を例示しました。示された危機経路は一例です。

(2) 「地域自殺実態プロファイル」からみる大野町全体における特徴

- ◆ 性別 : 男性＞女性
男性が全体の7割
- ◆ 年代 : 60歳以上の高齢者層
60歳以上が全体の4割
40～59歳をあわせると、全体の7割以上
- ◆ 職業状況 : 無職者が多い(80%)
※ 20～59歳を対象にした集計の結果
- ◆ 同居人 : 自殺者数は「同居」が多い
若年者の自殺死亡率は「独居」が高い
自殺者全体の8割近くが、「同居」
20～39歳の無職の自殺死亡率は「独居」が
「同居」の10倍以上

(3) 支援が優先されるべき対象群

本町の自殺の現状を分析した結果や、国から示された「大野町の自殺の特徴」から、次の4つの対象に対する取組を本町における重点施策とします。

- ① 高齢者対策
- ② 生活困窮者対策
- ③ 子ども・若者対策
- ④ 無職者・失業者対策

Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

Ⅲ-1 施策の体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、市内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策（生きることを支える取組）」と位置付け、全庁的でより包括的な自殺対策を推進していきます。

誰も自殺に追い込まれることのない大野町

5つの「基本施策」

- 地域におけるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材の育成
- 住民への啓発と周知
- 生きることへの促進要因への支援
- 学校における早期発見に向けた取組
(児童生徒のSOSの出し方に関する教育)

4つの「重点施策」

- 高齢者対策
- 生活困窮者対策
- 子ども・若者対策
- 無職者・失業者対策

「生きる支援」関連施策一覧

Ⅲ-2 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する相談等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。住民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、庁内すべての窓口での対応力向上と連携体制の整備を行います。

【事業名】 事業内容	担当課
【大野町自殺対策推進本部】 町の自殺対策を庁内各部署が連携して、総合的かつ効果的に取り組むための会議を開催します。	全課
【大野町健康づくり推進協議会】 保健・医療・福祉・教育等の幅広い分野の関係機関や団体が構成される協議会で、健康づくりだけでなく、自殺対策についての協議も行います。	保健センター
【関係団体との連携関係の強化】 民生児童委員協議会や広報委員会等町内の関係団体との連携を更に進めていくことで、自殺リスクの高い人を早期に発見し、自殺対策との連携を図ります。	福祉課 総務課
【大野町生活支援体制整備事業（支え合いの会）】 地域の高齢者の抱える医療・介護の問題だけでなく、自殺予防の観点からも、多職種連携や社会基盤の整備を進めます。	福祉課
【大野町要保護児童及びDV対策地域協議会】 要保護児童やその保護者、特定妊婦等について、関係機関が問題を共有し、連携して支援できるよう連絡体制の強化を図ります。	子育て支援課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

相談支援に携わる職員はもちろん、「役場の全職員」がゲートキーパー*としての自覚を持って、住民のSOSに気づき、関係機関と速やかに連携・支援できるよう、研修等の機会を充実させます。

また、自殺リスクの高い人を確実に支援につなげられるよう、民間団体を含めた専門機関が連携した包括的な支援を展開するための実践的な研修を実施し、地域における対策の支え手を育成します。

【事業名】 事業内容	担当課
【住民向けゲートキーパー養成講座、傾聴講座】 身近な地域で話を聴き、必要な支援につなぐことができる支え手が必要であるため、住民向けにゲートキーパー研修や傾聴講座を開催し、人材育成を図ります。	保健センター
【町職員向けゲートキーパー研修】 庁内の窓口業務や相談・徴収業務等の際に早期発見のサインに気づき、支援につなげられるよう、全職員を対象にゲートキーパー研修を実施します。	総務課
【関係団体向けゲートキーパー研修】 民生児童委員、福祉委員、母子保健推進員、介護支援専門員等を対象に研修会を実施し、人材育成を図ります。	福祉課 保健センター
【学校関係者向け研修】 児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐことができるよう、教育相談に係る研修を実施し、人材の養成に努めます。	学校教育課

*「ゲートキーパー」とは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人です。

※厚生労働省ホームページより

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

【事業名】 事業内容	担当課
【自殺予防リーフレット等の作成と配布】 自殺予防に関する知識、相談窓口等を掲載したリーフレット等を作成し、庁内窓口、福祉関係機関、町内医療機関等に設置し、自殺予防への関心を高め、相談窓口の周知に努めます。	保健センター
【広報・ホームページによる情報発信】 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、広報やホームページに自殺対策関連の記事を掲載し、啓発と周知に努めます。	総務課 保健センター
【総合町民センター・地区公民館での啓発】 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、各施設に自殺予防啓発ポスターの掲示やリーフレットの設置を行います。また、図書館では関連図書の紹介を行います。	生涯学習課
【心の健康に関する講座・健康教育の実施】 自殺の要因の一つである精神疾患などの心の健康や自殺問題に対する正しい知識の理解を深めるための講座を開催します。また、各地区で開催されるサロンや保健センター等で心の問題や自殺予防への理解を深める健康教育を実施します。	保健センター

【事業名】 事業内容	担当課
【イベントでの啓発】 ふれあい大野まつり等のイベントにおいて、ポスターの掲示やリーフレットを配布し、住民への啓発を行います。	保健センター

(4) 生きることへの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、具体的には、生活上の困りごとを察知し、関係機関の連携で解決を図る支援、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していきます。

【事業名】 事業内容	担当課 (関係団体)
<p>【生活における困りごと相談】</p> <p>健康、介護、子育て、生活困窮、DV、納税、住宅等住民からの様々な相談内容に依じて、関係各課と連携を図りながら対応し、必要な支援につなげます。</p>	全課
<p>【心の健康相談】</p> <p>精神疾患、人間関係の悩みなどを抱えた住民に対して、精神保健福祉士への相談の場を提供します。</p>	保健センター
<p>【介護予防事業（楽しく健康体操、元気はつらつ教室、認知症予防教室等）】</p> <p>各種事業を通して、健康で生き生きとした生活や人生を営むことができるよう、生活機能の向上をめざすだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりをめざします。</p>	福祉課
<p>【地域住民ふれあい交流事業（福祉のふれあい広場、ふれあいサロン、まちカフェ）】</p> <p>地域住民が気軽に集まり、孤立・閉じこもり予防、生きがいづくり、仲間づくりなど地域のつながりを深めることができるよう、居場所づくりに努めます。</p>	福祉課 (社会福祉協議会)
<p>【地域子育て支援拠点事業（子育てはうす ぱすてる等）】</p> <p>乳幼児を持つ保護者が、気軽に利用し、子育て中の悩みや不安の解消ができるような場を提供します。また、支援の必要な保護者を早期に発見し、関係機関につなげます。</p>	子育て支援課

<p style="text-align: center;">【事業名】 事業内容</p>	<p style="text-align: center;">担当課</p>
<p>【生涯学習（総合町民センターや地区公民館活動）】 参加者同士の交流を促し、様々な年代の住民が参加できる事業やサークル活動を展開することで、居場所づくりや生きがいの創出に努めます。</p>	<p style="text-align: center;">生涯学習課</p>
<p>【障がい者(児)に対する自立支援給付等】 障がい者(児)の相談支援・サービスの利用を通して居場所づくりや問題の早期発見、支援につなげます。</p>	<p style="text-align: center;">福祉課</p>
<p>【自殺未遂者への支援】 自殺未遂者に対し、医療機関や警察、消防、保健所等とのネットワークの構築を図り、適切な指導や助言等を行っています。</p>	<p style="text-align: center;">保健センター 福祉課</p>

(5) 学校における早期発見に向けた取組
(児童生徒のSOSの出し方に関する教育)

子どもが、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけ、自己肯定感・自己有用感を持ちながら学校生活や、卒業後の社会生活を送れるように、教育・啓発を行います。

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【早期発見に向けた取組】</p> <p>児童生徒のSOSを早期に発見できるよう、教育相談の充実を図るとともに、いのちの大切さを実感できる教育を一層推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>【SOSの出し方に関する教育】</p> <p>児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>【学校関係者向け研修（再掲）】</p> <p>児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐことができるよう、教育相談に係る研修を実施し、人材の養成に努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>【学校図書館の活用】</p> <p>9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、小中学校の図書館に「いのちの大切さ」に関する啓発コーナーを設置し、ポスターの掲示や関連図書の紹介を行います。</p>	<p>学校教育課</p>

Ⅲ-3 重点施策

(1) 高齢者対策

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。町では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体などの連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

【事業名】 事業内容	担当課
【大野町生活支援体制整備事業（支え合いの会）（再掲）】 地域の高齢者の抱える医療・介護の問題だけでなく、自殺予防の観点からも、多職種連携や社会基盤の整備を進めます。	福祉課
【在宅医療介護連携推進事業】 在宅医療を受ける患者やその家族に対する支援を行い、関係機関と連携しながら、自殺リスクの高い人の早期発見と対応を進めます。	福祉課
【地域ケア会議】 会議の開催を通じて、関係者同士の連携を深め、個々の抱える事例についての情報を共有し、自殺リスクの高い人の早期発見と対応を進めます。	福祉課
【地域包括支援センター】 地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い人の情報等を把握し、ケア会議等で共有することで、自殺対策についても念頭において高齢者向け施策を展開する関係者間での連携の強化を図ります。	福祉課

② 高齢者の健康不安や介護に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題や要介護者とその家族について、かかりつけ医やその他関係機関が連携しながら相談・支援体制を強化していきます。

【事業名】 事業内容	担当課
【介護相談】 高齢者とその家族の悩みごとや介護保険に関する総合相談を行い、必要な支援につなげます。	福祉課
【健康相談】 地区でのサロンやまちカフェに保健師が出向き、健康相談を実施することで、健康不安を解消し、必要な支援につなげます。	福祉課 保健センター
【介護保険サービス等の利用支援】 高齢者の身体等の状態変化に応じて、適切なサービスが利用できるよう支援します。	福祉課
【介護予防事業（いきいき Life、ハッスル楽集塾、脳いきいきセラピー、認知症予防教室）】 口腔機能向上や栄養改善、運動機能向上、認知症予防を目的とした教室を開催し、健康不安の解消を図ります。	福祉課
【認知症初期集中支援事業】 認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスにつながるよう支援することで、本人や家族の心身の負担軽減を図ります。	福祉課
【ひとり暮らし高齢者・高齢世帯への訪問事業】 ひとり暮らし高齢者や高齢世帯への家庭訪問を行い、安否確認や相談に応じることで、自殺リスクの高い人の早期発見と必要な支援につなげます。	福祉課

③ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築していきます。

【事業名】 事業内容	担当課 (関係団体)
【心の健康に関する講座・健康教育の実施（再掲）】 町内各地区で実施されるサロンや保健センター等で、心の健康や自殺問題に関する正しい知識の理解を深めるための健康教育を実施します。	保健センター
【介護予防事業（再掲）】 各種事業を通して、健康で生き生きとした生活や人生を営むことができるよう、生活機能の向上をめざすだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりをめざします。	福祉課
【地域住民ふれあい交流事業（再掲）】 地域住民が気軽に集まり、孤立・閉じこもり予防、生きがいづくり、仲間づくりなど地域のつながりを深めることができるよう、居場所づくりに努めます。	福祉課 (社会福祉協議会)

(2) 生活困窮者対策

生活困窮者はその背景として、虐待、DV、依存症、知的障がい、発達障がい、精神疾患、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある人・生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

【事業名】 事業内容	担当課
【生活保護に関する相談】 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じ、適切な支援先につなげます。	福祉課
【生活困窮者自立支援事業】 生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援相談事業により相談の早期の段階から様々な個別支援を提供します。また、支援調整会議により、関係者が情報を共有し連携して支援します。	福祉課
【生活における困りごと相談（再掲）】 健康、介護、子育て、生活困窮、DV、納税、住宅等住民からの様々な相談内容に応じて、関係各課と連携を図りながら対応し、必要な支援につなげます。	全課
【多重債務等相談】 多重債務や消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士への相談の場を提供します。	保健センター
【要保護および準要保護児童生徒援助費補助事業、特別支援教育就学奨励費補助事業】 経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費・修学旅行費・給食費等を援助します。	学校教育課
【福祉医療費助成】 乳幼児、重度心身障がい者、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成します。	住民課

(3) 子ども・若者対策

子ども・若者世代は、抱える悩みが多様で、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。そのため、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関の連携のもとで機能する支援が必要となります。

【事業名】 事業内容	担当課
【早期発見に向けた取組（再掲）】 児童生徒のSOSを早期に発見できるよう、教育相談の充実を図るとともに、いのちの大切さを実感できる教育を一層推進します。	学校教育課
【いじめ防止対策事業】 各学校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見や早期対応、継続的な再発予防に努めます。	学校教育課
【スクールソーシャルワーカー活用事業】 スクールソーシャルワーカーを活用し、様々な問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用して支援します。	学校教育課
【子育て世代包括支援センター】 妊娠期から子育て期にわたるまで、関係機関と連携しながら、個々の抱える問題に応じた切れ目のない支援を行います。	保健センター 子育て支援課
【大野子ども家庭支援センターこころの紹介】 子育て中の保護者からの相談に対し、専門機関と連携しながら対応し、個々の抱える問題に対し支援します。	保健センター 子育て支援課
【大野町要保護児童等対策事業】 要保護児童や特定妊婦等に関する情報を共有し、関係機関が連携しながら支援します。	保健センター 子育て支援課

(4) 無職者・失業者対策

勤労世代の無職者の自殺死亡率は同世代の有職者に比べ高いことが知られています。自殺リスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

勤労世代の無職者・失業者は社会的に孤立しやすい傾向があり、無職者・失業者に対する自殺対策を、包括的な自殺対策の中に位置付け、諸施策を検討することが望ましいとされています。

このような観点から、自殺リスクの高い無職者・失業者に対し、多職種、多分野で支える当事者本位の支援を図っていきます。

【事業名】 事業内容	担当課
【生活における困りごと相談（再掲）】 疾病や傷害による失業、生活困窮、納税等住民からの様々な相談内容に応じて、関係各課と連携を図りながら対応し、必要な支援につなげます。	全課
【生活困窮者自立支援事業（再掲）】 生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援相談事業により相談の早期の段階から様々な個別支援を提供します。また、支援調整会議により、関係者が情報を共有し連携して支援します。	福祉課
【多重債務等相談（再掲）】 多重債務や消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士への相談の場を提供します。	保健センター

Ⅲ－４ 生きる支援関連施策

(1) 「生きる支援」関連施策 決定までのプロセス

- ① 庁内の関連事業について、厚生労働省より示された「事業の棚卸し事例集」を参考にしながら、1つ1つの事業が「生きる支援」に関連するかどうか検証し、「○：関連する事業」、「△：関連する事業」、「×：関連しないまたは町では実施していない事業」に分類しました。
- ② 各課で分類された事業について、ヒアリングを行い、自殺対策の視点を加えた事業について『「生きる支援」関連施策一覧』に掲載しました。

(2) 「生きる支援」関連施策について

- ① これらの事業については、自殺対策の視点からの事業のとらえ方を踏まえ、5つの基本施策と4つの重点施策に基づき、関連あるものとして分類しています。
- ② これらの事業の他にも数多くの業務がありますが、住民に関わる際には、悩んでいる人に『気づき』、話を『聴き』、関係部署に『つなぐ』役割を1人1人が担っているという意識を持つことが望まれます。またあらゆる機会を捉えて、住民に対する啓発と周知を行っていくように、努めるものとします。

「生きる支援」関連施策一覧

番号	担当課・局	事業名等	「生きる支援」実施内容	基本施策					重点施策			
				地域 福祉 強化 における	自立 する 人 材 育 成	高齢 と 障 害 者 への 支援	生 活 困 窮 への 支援	学 校 に お け る 取 組 み	高齢 者 対 策	生 活 困 窮 者 対 策	子 ど も ・ 若 者 対 策	障 害 者 ・ 欠 乏 者 対 策
1	全課	生活における困りごと相談	健康、介護、子育て、生活困窮、DV、納税、住宅等住民からの様々な相談内容に応じて、関係各課と連携を図りながら対応し、必要な支援につなげる。				●		●	●	●	
2	保健センター	大野町自殺対策推進本部	町長を本部長とする全ての部課長で構成されており、町の自殺対策を庁内各部署が連携して、総合的かつ効果的に取り組むことができる。	●			●					
3	保健センター	大野町健康づくり推進協議会	保健・医療・福祉・教育等町内外の幅広い分野の関係機関で構成されており、関係機関が連携して自殺対策を進めることができる。	●			●					
4	保健センター	住民向けゲートキーパー養成講座・相談講座	講座を受講してもらうことで、身近な地域で話を聴き必要な支援につなぐことができる支え手となり得る。		●		●					
5	保健センター	関係団体向けゲートキーパー研修	民生児童委員、福祉委員、母子保健推進員、介護支援専門員等を対象に研修会を受講してもらうことで、必要に応じて支援機関につなぐ役割を担うなど、支援への接点となり得る。	●	●		●					
6	保健センター	自殺予防リーフレット等の作成と配布	啓発用リーフレットの配布を通じて、自殺に関する知識や地域の支援機関等の資源について住民に情報を周知することができる。			●						
7	保健センター	心の健康に関する講座・健康教育の実施	自殺問題とその対応についての講座を実施することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。			●	●					
8	保健センター	心の健康相談	精神疾患、人間関係の悩みなどを抱えた住民に対して、精神保健福祉士への相談の場を提供する。				●		●	●	●	
9	保健センター	多重債務等相談	多重債務や消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士への相談の場を提供する。				●		●		●	
10	福祉課	窓口・電話相談	相談者の中の自殺リスクの高い人に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ。		●		●		●	●	●	
11	福祉課	イベントでの啓発	多くの人が集まるイベントにおいて、ポスターの掲示やリーフレット等啓発物品の配布等を行い、自殺対策についての啓発を行うことができる。			●						
12	福祉課	地域包括支援センター	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い人の情報等を把握し、ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも意識において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連携につなげていくことができる。	●	●	●	●		●			
13	福祉課	大野町生活支援体制整備事業（支え合いの会）	地域の高齢者の抱える医療・介護の問題に自殺予防の視点を加えて、多職種連携や社会基盤の整備を進めることが、自殺対策につながる。	●	●		●		●			
14	福祉課	在宅医療介護連携推進事業	在宅医療を受ける患者やその家族に対する支援を行い、関係機関と連携しながら、自殺リスクの高い人の早期発見と早期対応を図る。	●			●		●			
15	福祉課	地域ケア会議	地域ケア会議において、地域の高齢者に関わる機関が情報を共有することで、自殺リスクの高い人に連携して支援することができる。	●	●		●		●			

番号	区分種・局	事業名等	「生きる支援」実施内容	基本施策					重点施策				
				地域における 認知症 ケア	高齢者 に対する 支援	認知症 に対する 支援	認知症 に対する 支援	認知症 に対する 支援	認知症 に対する 支援	認知症 に対する 支援	認知症 に対する 支援	認知症 に対する 支援	認知症 に対する 支援
16	福祉課	介護相談	介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、要介護や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策（生きることの包括的支援）にもつながる。				●		●				
17	福祉課	介護予防事業（若らく健康体操、元気はつらつ教室、認知症予防教室等）	各種事業を通して、健康で生き生きとした生活や人生を営むことができるよう、生活機能の向上だけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる環境づくりができる。				●		●				
18	福祉課	介護保険サービス等の利用支援	高齢者の身体等の状態変化に応じて、適切なサービスが利用できるよう支援する。				●		●				
19	福祉課	認知症初期治療集中支援事業	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期治療集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスにつながるよう支援することで、本人や家族の心身の負担軽減を図る。				●		●				
20	福祉課	ひとり暮らし高齢者・高齢世帯への訪問事業	訪問員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ることができる。				●		●				
21	福祉課	認知症カフェ	認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設ける。				●		●				
22	福祉課	認知症サポーター養成講座	サポーターが自殺リスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようにサポーターにゲートキーパー研修を受講してもらう。		●				●				
23	福祉課	認知症家族の会	支援者同士の交流機会の提供により、支援者への支援の強化を図る。		●				●				
24	福祉課	老人クラブへの活動費助成	老人クラブの活動を支援することにより、地域の高齢者の社会参加の促進や孤立・孤独の予防につながる。				●		●				
25	福祉課	養護老人ホームへの入所	老人ホームへの入所手続きの中で、本人や家族等と接点の機会に、問題状況等の聞き取りを行い、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。				●		●				
26	福祉課 （社会福祉協議会）	高齢者ふれあい交流事業（新春ふれあい食事会）	食事会を利用し、高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図る。				●		●				
27	福祉課 （社会福祉協議会）	軽度生活支援事業	担当員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点を帯びて対応し、問題の早期発見と早期対応につながる。		●		●		●				
28	保健センター	健康増進計画の策定	計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。	●									
29	保健センター	家庭訪問	相談者やその家族と対面する機会を活用し、問題の早期発見を図り、適切な支援へつなげることができる。				●						
30	保健センター	各種相談、保健指導等	問診や保健指導の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点になる。				●						
31	保健センター	健康相談	地区でのサロンやまちカフェに保健師が出向き、健康相談を実施することで、健康不安を解消し、必要な支援につなげる。				●		●	●	●	●	●

番号	団体名・局	事業名等	「生きる支援」実施内容	基本施策					重点施策				
				地域ネットワーク化	実える人材育成	当事者と関係者・住民への支援	生きることへの必要要因	早期発見に向けた取組	高齢者対策	生活困窮者対策	子ども・若者対策	高齢者・失業者対策	
32	保健センター	食生活改善推進協議会	各種イベントや日常の活動において、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺リスクの高い人がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となる。	●	●	●	●						
33	保健センター	子育て世代包括支援センター	若年妊婦や精神疾患、生活困難など問題を抱えた方に対し、継続して関わることで、自殺リスクを早期に発見し、適切な支援につなげる。また、母子健康手帳交付時や相談時に状況を把握し、問題があれば適切な支援につなげる等、自殺対策を踏まえて対応する。	●			●					●	
34	保健センター	母子保健事業の実施	乳幼児健診や教室等、本人や家族との接触時に情報を得ることで、問題の早期発見を図り、必要な支援につなぐことができる。				●					●	
35	保健センター	大野子ども家庭支援センターこころの紹介	子育て中の保護者からの相談に対し、大野子ども家庭支援センターこころと連携しながら対応し、個々の抱える問題に対して必要な支援をする。	●	●		●					●	
36	保健センター	母子保健推進員による活動	母子保健推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、こころには赤ちゃん訪問等の訪問活動や各種母子保健事業において、自殺対策の視点を持って活動してもらい、問題の早期発見を図ることができる。	●	●	●	●					●	
37	住民課	国民健康保険料の徴収、収納、減免	保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくなく、納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となる。				●				●		●
38	住民課	重症多受診者訪問指導	訪問指導の機会を活用し、問題の早期発見を図り、適切な支援につなぐことができる。				●				●		●
39	住民課	福祉医療費助成	福祉医療費の助成対象となる家庭は、貧困や障がいなど自殺につながる問題要因を抱えていることも考えられる。医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点となる。				●		●	●	●	●	●
40	保健センター	自殺未遂者への支援	自殺未遂者に対し、医療機関や警察、消防、保健所等とのネットワークの構築を図り、適切な指導や助言等を行う。	●			●						
41	福祉課	地域福祉計画策定事業	地域包括ケアと自殺対策との連携は今後的重要課題ともなっており、施策の中に自殺対策への取組を図り込むことで、関係者間の情報共有や協力のもと、関係者のスムーズな連携を図ることができる。	●									
42	福祉課	民生児童委員協議会	相談者の中で問題が顕在化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはあり、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能することができる。	●	●	●	●						
43	福祉課	成年後見制度利用支援事業	事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となる。				●		●	●			
44	福祉課	避難行動要支援者名簿の作成	地域の見守り名簿の情報を、見守り活動を行う住民団体や自治会等と共有することで、自殺リスクを抱えている可能性のある住民へのアウトリーチに活用できる。（ただし、個人情報扱いには十分な注意が必要である。）	●					●				
45	福祉課 (社会福祉協議会)	福祉委員	福祉委員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域での気づき役としての役割を担うことができる可能性がある。	●	●	●	●						
46	福祉課 (社会福祉協議会)	地域住民ふれあい交流事業（福祉のふれあい広場、ふれあいサロン、まちカフェ等）	地域住民が気軽に集まり、孤立・閉じこもり予防、生きがいづくり、仲間づくりなど地域のつながりを深めることができるよう、居場所づくりに努める。				●		●	●	●	●	●
47	福祉課	地域自立支援協議会の開催	医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークを、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤として活用できる。	●		●	●						

番号	担当課・局	事業名等	「生きる支援」実施内容	基本施策					重点施策				
				地域 強化 における	支 援 も 人 材 育 成 を も つ こ う に	居 住 地 と 周 辺 地 区 へ の 支 援 の 実 施	生 活 困 窮 へ の 支 援	生 活 困 窮 に 関 する 事 業 の 実 施	生 活 困 窮 者 に 対 する 支 援	生 活 困 窮 者 に 対 する 支 援	子 ど も ・ 若 者 に 対 する 支 援	居 住 地 と 周 辺 地 区 へ の 支 援	
48	福祉課	障害者基幹相談支援センター事業	センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながる。	●	●	●	●						
49	福祉課	障がい者（児）に対する自立支援給付等	障がい者(児)の相談支援・サービスの利用を通して居場所づくりや問題の早期発見、支援につなげる。				●						
50	福祉課	障害者差別解消推進事業	相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。		●	●	●						
51	福祉課	障害者虐待の対応	虐待への対応を承口に、本人や家族等、保護者を支援していくことで、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先へとつなぐ役割（生きることの包括的支援への接点）となり得る。	●		●	●						
52	福祉課	心身障がい者相談員	相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、相談者の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担うことができる。	●	●		●						
53	福祉課	精神保健福祉手帳・自立支援医療費の手続き	職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。		●		●						
54	子育て支援課	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊娠前や子育て中等への支援強化を図ることができる。	●								●	
55	子育て支援課	保育の実施(公立・私立認定こども園など)	保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担うことができる。	●	●		●					●	
56	子育て支援課	地域子育て拠点事業（子育てはうす ばすてる等）	乳幼児を持つ保護者が、気軽に利用し、子育て中の悩みや不安の解消ができるような場を提供する。また、支援の必要な保護者を早期に発見し、関係機関につなぐことができる。				●					●	
57	子育て支援課	子育て短期支援事業	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。				●					●	
58	子育て支援課	児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺リスクが高まる場合がある。扶養手当の支給機会を、自殺リスクを抱えている可能性がある人との接触窓口として活用し得る。	●			●				●	●	
59	子育て支援課	大野町要保護児童及びDV対策地域協議会	要保護児童やDVに関わる関係機関によって構成されるので、要保護児童やその保護者、特定妊婦等に関する情報の共有や連携を図ることができる。	●	●		●		●	●	●	●	
60	子育て支援課	大野町要保護児童等対策事業	要保護児童や特定妊婦等に関する情報を共有し、関係機関が連携しながら支援する。	●			●					●	
61	福祉課	生活保護に関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じ、適切な支援先につなげる。				●				●		●
62	福祉課	生活困窮者自立支援事業	生活困窮に陥っている人と自殺リスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、生活困窮者自立支援事業と自殺対策とを連動させることが重要である。				●				●		●
63	福祉課	路上生活者に対する事務	路上生活者は自殺リスクの高い人や、自殺の問題要因の1つである精神疾患や各種障がいを抱えている人が少なくない。見守り活動はアウトリーチ活動として有効に機能し得る。				●				●		

番号	担当課・局	事業名等	「生きる支援」実施内容	基本施策					重点施策				
				地域における ネットワーク	自殺対策を 支える人材育 成	市民への 啓発と関係 機関との連携	市民への 支援	生きることへの 促進要因への 対応	学校における 早期発見に向 けた取組	自殺総合対策 本部	生活困窮者対 策	子ども・若者 対策	高齢者・失 業者 対策
64	住民課	総合窓口委託業務	委託先の窓口担当職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうことにつながる。		●								
65	環境生活課	水道料金徴収業務	職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取ることができる。	●	●		●			●			
66	環境生活課	公園・環境関係の苦情相談	職員や職員等環境に関するトラブルには精神疾患の悪化等が絡んでいる可能性があり、職員にゲートキーパー研修を受講し、自殺対策の視点を持ってもらうことにより、必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取ることができる。	●	●		●						
67	政策財政課	総合計画に関すること (人口ビジョン及び総合戦略の 策定に関すること)	総合計画、総合戦略の中に、自殺対策について書及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。	●									
68	総務課	広報委員会	広報委員会を通じて、自殺対策関連ポスターの掲示、チラシの配布等啓発を実施することにより自殺対策についての理解を深めることにつながる可能性がある。	●	●	●							
69	総務課	タウンミーティング	地域住民の声を直接聞く機会であり、地域における問題の気づきのきっかけとなる。	●		●							
70	総務課	広報ホームページによる情報発信	広報やホームページにおいて、各種事業・支援策等に関する情報を掲載することにより、自殺対策についての啓発を行うことができる。とりわけ「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」には特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能となる。			●							
71	総務課	周知・人権啓発事業 (人権啓発事業)	イベント等での啓発活動(人権保護委員、保護司会、更生保護婦人会、行政相談員による)を行い、住民への周知を図ることができる。	●		●							
72	総務課	男女共同参画計画推進事業	男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込みたりすることで、住民に対する啓発の機会となり得る。	●		●							
73	総務課	町職員向けゲートキーパー研修	職員研修の一環として、ゲートキーパー研修を導入することで職員が自殺予防の知識を習得し、全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなる。		●		●						
74	総務課	職員の健康管理事業	住民からの相談に応じる職員の、心身の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる。		●		●						
75	総務課	総合案内業務委託事業	委託先の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうことにつながる。		●								
76	税務課	町税徴収事務(納税相談)	町税を滞納している住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、経済的に困難な状況に陥ったりする可能性が高いため、納税相談を通じて、生活状況を聞き取り、必要な支援につなげる。				●			●			●
77	農林課	農業アドバイザー配置事業	指導農士・青年農士・女性経営アドバイザーにゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、指導・助言の機会に自殺リスクのありそうな生産者から相談を受けた場合には、農業アドバイザーが適切な相談機関につなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。		●		●						
78	農林課	自然保護事業	委託者が放棄地の維持管理等を行う際に、自殺事業の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事業発生を防ぐ手だてを取ることができる。		●		●						
79	建設課	町営住宅に関する事務	職員がゲートキーパー研修を受講することで、町営住宅の入居者や入居希望者との接点において自殺リスクとなり得る問題に気づき、必要な支援につなぐ役割を行うことができる。		●		●			●			

番号	担当課・局	事業名等	「生きる支援」実施内容	基本施策					重点施策				
				地域における ネットワーキング	自殺対策を 支える人材育 成	生活への 情報と関係 知	生活への 支援 の 提供	生活することへの 必要事項 の 提供	早期発見に向けた取組 の 実施	高齢者対策	生活困難者 対策	子ども・若者 対策	自殺者・失業者 対策
80	環境生活課	消費生活対策事業	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもあるので、消費生活に関する相談をきっかけに抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開できる。			●	●						
81	まちづくり推進課	商工相談	経営上の様々な課題に関して、専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の課題も含めて支援につなげていける可能性がある。				●						
82	まちづくり推進課	勤労者生活安定資金融資事業	勤労者の生活安定のため、必要とする生活資金を低利で貸し付ける制度で、現状通りの事業内容で生活資金の円滑化を図ることができる。				●			●			
83	まちづくり推進課	特定中小企業認定事業	認定の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺リスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなぐことができる。				●						
84	学校教育課	早期発見に向けた取組	教育相談の充実を図るとともに、いのちの大切さを実感できる教育を推進する。							●			
85	学校教育課	SOSの出し方に関する教育	児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を推進する。							●			
86	学校教育課	学校関係者向け研修	自殺対策に関する研修を受けることで、児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の養成ができる。		●		●	●				●	
87	学校教育課	Q-Uリスト（学校満足度調査）	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学校の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になる。				●	●	●				●
88	学校教育課	いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	●			●						●
89	学校教育課	不登校児童生徒支援事業	心の相談員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充につながる可能性がある。また、不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。		●					●			●
90	学校教育課	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーによる関係機関と連携した包括的な支援により、児童生徒や保護者の自殺リスクを軽減することができる。		●		●	●					●
91	学校教育課	保護者の支援に関する事務	保護者に対し相談先の情報等を提供することで、子どもへの情報開示のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。	●	●		●	●					●
92	学校教育課	学校図書館の活用	学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に関わる関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報開示を図ることができる。			●							●
93	学校教育課	放課後児童健全育成事業（放課後クラブ）	放課後クラブを通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多くなり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握し、関係機関につなげることができる。				●						●
94	学校教育課	要保護及び準要保護児童生徒援助費補助事業、特別支援教育就学奨励費補助事業	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な課題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性がある。家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見するとともに早期に対応することができる。				●	●				●	●
95	生涯学習課	青少年健全育成事業	青少年育成推進員や青少年育成員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策への理解を深め、地域パトロールなど活動の際に気づき役としての役割を持ってもらうことにつながる。	●	●	●	●						●

番号	担当課・員	事業名等	「生きる支援」実施内容	基本施策					重点施策			
				地域における ネットワー ク	自殺対策を 実える人材育 成	市民 参加と周知	市民 参加	生きることへ の支援要 因への	早 学 校 に お け る 取 組 み	高齢者 対策	生活 困窮者 対 策	子 ど も ・ 若 者 対 策
96	生涯学習課	大野町子ども会育成指導者連絡協議会	関連の会議のなかで、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことにより、現状と取組についての理解を深めてもらう機会となる。	●	●	●					●	
97	生涯学習課	「大野町の事業と行事のご案内」の発行	弁護士による多言語通訳相談やその他の保健事業の情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図ることができる。			●	●					
98	生涯学習課	図書館の管理	図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。また、学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある。			●	●					
99	生涯学習課	総合町民センター地区公民館での啓発	地域住民が利用する生涯学習施設において、「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」にポスターの掲示などにより、自殺対策についての啓発を行うことができる。			●						
100	生涯学習課	生涯学習（総合町民センター地区公民館活動）	生涯学習活動が、地域住民の交流の促進や生きがいの創出、居場所づくりにつながり、自殺予防を図ることができる。				●		●	●	●	●

IV 自殺対策の推進体制等

IV-1 自殺対策の推進体制

「大野町自殺対策推進本部」を設置し、自殺対策について、庁内関係部署の緊密な連携と協力により、全庁を挙げて自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する「大野町健康づくり推進協議会」において、関係機関等との連携を強化し、社会全体での取組を推進します。

IV-2 主な評価指標と検証・評価

本計画における基本施策、重点施策及び生きる支援関連施策については、PDCA サイクルによる評価を実施し、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

主な施策分野	評価指標	現状値 (平成30年度)	目標値等 (平成35年度)
地域における ネットワーク の強化	大野町自殺対策推進本部本部会の開催	平成30年度 設置	年1回以上
	大野町健康づくり推進協議会の開催	平成31年度 設置	年1回以上
自殺対策を支える人材の育成	町職員向けゲートキーパー研修の実施	未実施	平成35年度までに全職員の80%以上が受講
	住民向けゲートキーパー養成講座の実施	未実施	年1回以上
	各研修で「参加してよかった」「自殺対策への理解が深まった」と答える人の割合	—	それぞれ80%以上

主な施策分野	評価指標	現状値 (平成30年度)	目標値等 (平成35年度)
住民への啓発 と周知	広報での啓発	未実施	年2回以上
	自殺予防リーフレットの配布	未実施	全世帯に 2年1回
生きることへの 促進要因への 支援	心の健康相談	月1回	月1回以上
	ふれあいサロン	19箇所	49箇所
学校における 早期発見に向 けた取組	自殺予防等に係る研 修	年1回	現状維持
高齢者対策	地域ケア会議	月1回	月1回以上
生活困窮者対 策	生活困窮者支援調整 会議	月1回	月1回以上
子ども・若者 対策	自殺予防等に係る研 修	年1回	現状維持
無職者・失業 者対策	多重債務等相談	月1回	月1回以上

IV-3 自殺対策の担当課

本計画の担当課（計画策定事務局）は民生部保健センターとします。

参考資料

資料1 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自

自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

- 第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
 - 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連

携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に第27条の規定による改正前の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第27条の規定による改正後の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成28年3月30日法律第11号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

資料2 自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

<h4>第1 自殺総合対策の基本理念</h4> <p>誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す</p> <p>➢ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <p>阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等</p> <h4>第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識</h4> <p>➢ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である</p> <p>➢ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている</p> <p>➢ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する</p> <h4>第3 自殺総合対策の基本方針</h4> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生きることの包括的な支援として推進する 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 	<h4>第4 自殺総合対策における当面の重点施策</h4> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する <h4>第5 自殺対策の数値目標</h4> <p>➢ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）</p> <p>(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))</p> <h4>第6 推進体制等</h4> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国における推進体制 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み例：よりよいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<h4>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<h4>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進） ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<h4>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（基幹的自殺研究推進プログラム） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンライン相談の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<h4>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<h4>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<h4>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<h4>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・いじめや児童虐待、性被害、学力の低下、生活困窮、ひきこもり、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様化手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<h4>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<h4>9. 遺された人への支援を充実する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<h4>10. 民間団体との連携を強化する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的、試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<h4>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<h4>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

資料3 大野町自殺対策推進本部設置要綱

平成30年8月31日
要綱第15号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、大野町自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策に関する諸施策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 本部員は、本部長の許可を受け本部員以外の者を代理出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 本部の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは本部長の決するところによる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、民生部保健センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第8号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長
	総務部長
	民生部長
	産業建設部長
	産業建設部次長
	議会事務局長
	政策財政課長
	総務課長
	税務課長
	住民課長
	福祉課長
	子育て支援課
	保健センター所長
	環境生活課長
	農林課長
	まちづくり推進課長
	建設課長
学校教育課長	
生涯学習課長	
会計課長	

資料4 大野町いのち支える自殺対策計画策定委員会設置要綱

平成30年9月25日
要綱第21号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、大野町いのち支える自殺対策計画（以下「計画」という。）を定めるため、大野町いのち支える自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する必要な事項を検討審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 医療福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 商工労働関係者
- (4) 地域関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部保健センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、計画に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第8号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

策定委員会委員の構成	
1	揖斐郡医師会
2	揖斐警察署
3	岐阜県西濃保健所
4	大野町民生児童委員協議会
5	大野町教育委員会
6	大野町商工会
7	大野町社会福祉協議会
8	大野子ども家庭支援センターこころ

大野町いのち支える自殺対策計画
平成31（2019）年3月

発行：大野町民生部保健センター

改訂：令和3年4月1日

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

電話 0585-34-1111